

第 1 章 総論

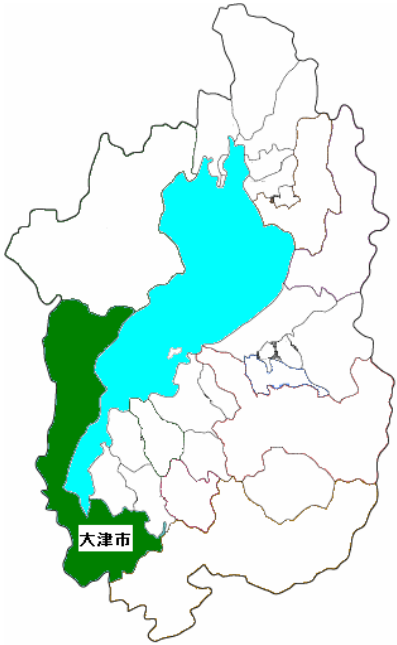
第 1 節 大津市の概況

1 位 置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の西南部に位置し、地形的には山と湖にはさまれた南北に細長い滋賀県の県都です。京阪神と東海や北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

本市は日本で最も大きい琵琶湖との関わりが深く、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

方位	地 名	経度、緯度	距離	隣 接 地 名
極東	上田上 大鳥居町	東経 136 ° 03 '	東西 20.6 k m	草津市、栗東市
極西	山中町	東経 135 ° 49 '		京都市、宇治市
極南	大石 小田原町	北緯 34 ° 52 '	南北 45.6 k m	甲賀市、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35 ° 17 '		高島市



大津市の位置

2 気 象

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく、暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺には市街地が発達しているために、夏季の日中には気温が高くなります。

御陵町の気象 (資料: 大津市消防局)

	気 温 ()			年間降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成 11 年	15.3	34.2	- 2.4	1,604.5
12 年	15.1	35.4	- 2.6	1,350
13 年	15.0	36.6	- 3.7	1,378
14 年	15.2	35.8	- 3.1	1,144
15 年	14.9	34.9	- 4.1	1,928.5
16 年	15.5	35.7	- 3.5	1,785
17 年	15.0	35.4	- 4.2	1,190
18 年	14.9	36.7	- 3.6	1,772.8
19 年	16.4	35.3	- 2.2	1,351.0

3 人口と面積

市制施行時の明治 31 年 10 月 1 日に 14.20km²であった面積は、隣接町村との合併を経て、現在では 464.10 km²となり 県面積 (4,017.36 km²) の約 11.6% を占めるに至っています。

人口は、市制施行時には 32,446 人でしたが、合併や住宅開発などによって、平成 15 年 7 月 29 日に 30 万人に達し、志賀町との合併を経て、平成 19 年 10 月 1 日には 331,842 人となっています。

面積と人口の推移

年 月 日	面積 (km ²)	人口 (人)	区 分
明治 31.10. 1	14.20	32,446	市制施行
昭和 7.5.10	28.39	42,364	滋賀村合併
昭和 8.4. 1	62.48	69,116	膳所・石山町合併
昭和 26.4. 1	154.50	102,860	雄琴・坂本・下阪本・大石・田上村合併
昭和 42.4. 1	303.68	159,442	瀬田・堅田町合併
平成 13.10. 1	302.34	294,110	
平成 14.10. 1	302.34	297,219	
平成 15.10. 1	302.33	300,427	
平成 16.10. 1	302.33	302,493	
平成 17.10. 1	302.33	304,122	
平成 18.3.20	374.06	323,713	志賀町合併
平成 18.10. 1	374.06	328,730	
平成 19.10. 1	464.10	331,842	琵琶湖の境界設定による市域拡張

4 土地利用

土地利用状況 (琵琶湖を除く)を見ますと、森林が最も多く、67.8%を占め、宅地 (住宅用地・工業用地・その他の宅地)、農用地はそれぞれ 9.4%、6.8%で、相対的に低くなっています。

都市計画区域 (琵琶湖を含む)は市域の 70.9%で、このうち市街化区域は 17.8% (市域の 12.6%)です。市街化区域の中では住居系の用途地域が 8 割近くを占めています。

土地利用状況 (全市) (琵琶湖を除く)

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	2,561	6.8
森 林	25,347	67.8
水 面	881	2.4
住宅用地	2,262	6.0
工業用地	220	0.6
その他の宅地	1,043	2.8
道路用地	1,698	4.5
その他	3,394	9.1
合 計	37,406	100.0

(資料：平成 18 年度総合計画基礎調査)

都市計画・用途地域等の指定状況 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

区 分	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	32,910.0	70.9
市街化区域	5,852.0	12.6
用 途 地 域	第 1 種低層住居専用地域	943.6
	第 2 種低層住居専用地域	21.0
	第 1 種中高層住居専用地域	1,263.1
	第 2 種中高層住居専用地域	127.4
	第 1 種住居地域	2,023.4
	第 2 種住居地域	204.6
	準住居地域	14.7
	近隣商業地域	202.0
	商業地域	478.1
	準工業地域	269.5
	工業地域	285.8
	工業専用地域	2.5
市街化調整区域	27,058.0	58.3

(注) 市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、一部用途地域に未指定地があるため。

5 産 業

市内にある事業所の総数は約 11,100 事業所で、そのうち従業員 10 人未満の事業所が 8,959 事業所あり、小規模な事業所が多くなっています。産業分類別では卸売・小売業が 2,961 事業所と最も多く、次いでサービス業 (他に分類されないもの) が 2,490 事業所で、飲食店、宿泊業が 1,531 事業所となっています。(平成 19 年度版 大津市統計年鑑による)

第2節 環境の概況

1 自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なり、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々からは、数多くの河川が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

また、気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。しかし、都市化の進展に伴い、植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人々が豊かな自然とふれあうことができるよう、様々な施設の整備や自然観察会などを行うとともに、自然環境調査を実施してきました。

メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10,9	8,7,6	5,4	3,2	総メッシュ数
1974 年	16 (4.2%)	273 (71.7%)	66 (17.3%)	26 (6.8%)	381
1996 年	3 (0.8%)	240 (63.5%)	64 (16.9%)	71 (18.8%)	378

(資料：大津市自然環境調査報告書(2))

(注1) 調査年でメッシュの大きさが異なっている。

(注2) 相対自然度とは、植生自然度（環境庁による10段階の指針）の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

2 生活環境

(1) 水環境

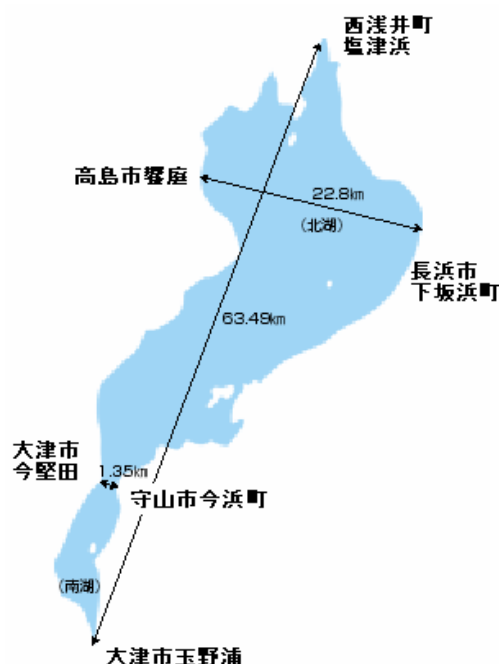
ア 琵琶湖の概況

琵琶湖は今から約400万年前に誕生したといわれ、世界ではバイカル湖、タンガニイカ湖に次いで古い湖です。淀川水系に属し、琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相が豊かで、約50種の魚類のほかに、貝類や水生昆虫、プランクトンなど約1,100種の生物が生息しているといわれています。これらの中には琵琶湖にしか住んでいない固有種も50種以上が確認されるなど、学術的にも貴重な湖です。しかしながら近年、ブラックバスやブルーギルといった^{がいらいぎょ}外来魚が増殖し、琵琶湖の生態系に大きな影響を与えています。

平成5年度には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地に指定され、生物の生息場所としての重要性が国際的にも認められています。

また、琵琶湖は本市を含む近畿約1,400万人の水道水源として、



また水産業、観光資源としても重要な存在です。

琵琶湖の概要

琵琶湖では昭和 30 年代中頃から水道のろ過障害が発生しはじめ（京都市水道局資料による）、昭和 40 年代中頃からカビ臭の発生、50 年代からは淡水赤潮、水の華（アオコ）が発生するようになりました。平成 19 年度の有機物による汚濁の指標である COD については、北湖、南湖ともに前年度に比べて高い値であり、平成 9～18 年度の 10 年間の平均値に比べても少し高い値であったが、経年の推移からみて、ここ数年、おおむね横ばいの傾向にあります。

琵琶湖の面積	670.25 km ² （県面積の約 1/6）
南北の長さ	63.49 km
最も幅の広いところ	22.80 km
最も幅のせまいところ	1.35 km
琵琶湖のまわり	235.20 km
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	41.20m
貯水量	約 275 億? （うち南湖 2 億?）
北湖の平均の深さ	約 43m
南湖の平均の深さ	約 4m

（資料 大津市統計年鑑）

イ 河川の概況

市内には一級河川 73 本があり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入していることから、厳しい規制による河川の水質保全に努めています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

本市では、市内主要 18 河川（20 地点）について定期的に水質監視を実施しています。市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み、良化傾向がみられますが、一部、基準を達成していない河川がみられます。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね良好で横ばいです。

平成 19 年度の各河川の調査結果を環境基準に照らすと、健康項目については、全河川、全項目とも基準を満足していました。一方生活環境項目について、代表的な水質指標である BOD を見ると、柳川、吾妻川、相模川、兵田川、三田川、多羅川の 6 河川が基準を達成できませんでした。これらの河川は、他の河川と比べて特に水質が悪いわけではありませんが、厳しい基準が指定されているために達成が難しい状況です。

「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」「滋賀県污水处理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などを踏まえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的にとりまとめた「生活排水対策推進計画」を策定し、河川の水質汚濁に係る環境（上の）基準の達成及び維持に努めることを目標として計画の推進に努めています。



(2) 大気環境

ア 大気

大気汚染は、工場・事業所等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康及び生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、比叡・比良山地等と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから、局所的に移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

大気汚染の実態を把握するため、大津市では自動測定機による大気汚染常時監視測定局を設置し、現在、一般環境測定局 4 ヶ所、自動車排ガス測定局 2 ヶ所で測定を行っています。

調査結果については、年度や測定局で多少の変動はあるものの、全般的には、近年は横ばいで推移しています。平成 19 年度は、光化学オキシダントがすべての局で、環境基準を超えていましたが、その他の項目は全て達成していました。光化学スモッグ注意報は、大津市北部で 1 回、大津市中部・南部地域で 1 回、大津市瀬田・草津市・栗東市地域で 3 回の注意報が発令されました。

固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は 325 施設（平成 20 年 3 月末）あり、その約 63% がボイラーです。近年、各工場・事業場とも低いお重油や都市ガスなどの良質燃料への転換を図るなど、大気汚染の防止が図られています。

また、平成 9 年 10 月から平野市民センターにおいて有害大気汚染物質のモニタリングを実施しています。調査結果は、全国一般環境調査の平均値にほぼ等しく、環境基準設定物質であるジクロロメタン等についても、調査を開始以来、基準を満たしています。

イ 臭気

悪臭は、人の感覚に直接不快感を及ぼし、快適な生活環境を損なう要因となります。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主なものですが、浄化槽、ペットの臭い、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものも多くなっています。

悪臭防止法により 22 物質が規制対象となっており、規制地域は、川を除く全地域が対象です。悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法が導入されています。

(3) 音環境

騒音は直接人の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害等の影響を及ぼすため、一般に身近な公害問題として苦情が寄せられるケースが多くなっています。

騒音の発生源は工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐にわたっています。近年は都市化の進展に伴い、建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

工場・事業場の騒音については、発生源に対して騒音防止対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が大切です。

交通騒音については、本市には名神高速道路、京滋・西大津両バイパス、湖西道路、国道 1 号、新幹線などの主要幹線道路や鉄道が通過しているため、沿線住民から騒音防止対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事が実施されてきました。

一方、平成 8 年 7 月には、環境庁（当時）の残したい「日本の音風景 100 選」に本市の「三井の晩鐘」が選ばれました。今後とも、良好な音環境を保存するための地域のシンボルとして大切にしていけます。

また、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

(4) 廃棄物

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに大別されます。産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、家庭から排出されるごみやし尿等の家庭廃棄物と事業系一般廃棄物がそれにあたります。本市においては、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な課題が生じています。

ア ごみ

本市におけるごみ量の推移は、長期的に見ると平成 12 年度までは増加傾向にありましたが、以後減少傾向が見られます。平成 19 年度のごみ量は 115,681 t で平成 18 年度に比べ約 2,400 t の減少となり、約 2.1% の減少です。

しかしながら、ごみ焼却施設は、処理能力一杯の運転が続いており、南部クリーンセンターの建設に向けて関係住民と協議を進めました。今後も資源循環型社会を目指し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進していきます。

イ し尿

本市における平成 19 年度のし尿、浄化槽汚泥の量は 20,462.3 k³で、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

そうした中で、下水道計画区域外については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和 63 年度から補助制度を設け普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であり、浄化槽管理者への啓発による一層の管理徹底を図っています。

3 快適環境

昭和 60 年 3 月、快適環境整備計画「煌めき大津」(大津市アメニティ・タウン計画)を策定しました。

市では、この計画に基づき、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度などを行ってきました。

また、景観対策については、昭和 60 年 7 月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が施行され、琵琶湖周辺の指定地域等で建築物を建築する場合届出が必要となり、滋賀県による指導や助言が行われています。

本市でも、これまで中高層建築物を対象とした「景観形成手引書」の作成、近隣景観協定の締結等、景観の保全と創造に努めてきましたが、都市化の進展は市民生活の利便性と安全を向上させた半面、不本意にも大津固有の自然景観や歴史景観の喪失をもたらし、早急な回復、保全への取り組みが喫緊の課題となっています。

このような背景のもと、平成 15 年 10 月には、大津市は全国で 10 番目となる古都保存法による「古都」の指定を受け、名実ともに「古都大津」として全国に認められることとなりました。

こうした動きと併行して、本市では、まちづくりにおける景観づくりの基本理念となる「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」の制定(平成 16 年 4 月 1 日施行)さらに「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の策定を行い、これからの景観形成の基本方針、実現のための方策を示しました。

先人から受け継いだ貴重な景観を守り育て、次代に継承していくため、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進し、いつまでも美しく輝き続ける古都大津にふさわしい風格あるまちづくりを目指しています。

4 地球環境

平成 9 年 12 月、京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」において「京都議定書」が採択され、日本は平成 14 年 6 月に締結しました。この議定書において、日本は 2008 年から 2012 年の温室効果ガスの排出量を、1990 年に比べて 6%削減することを約束しました。そして、平成 17 年 2 月 16 日には、ロシアの批准により「京都議定書」が発効となり、温室効果ガスの削減義務が先進国に課されました。

本市では、市の環境特性と環境問題への取り組みの経験を生かし、地球環境を保全するための課題と具体的な行動を示すとともに、市民、事業者、行政のパートナーシップ（協働）により、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を、平成 12 年 3 月に策定しています。計画では、平成 22 年度に、市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めることを総合目標に掲げています。

合併後の大津市域の温室効果ガスの排出量を平成 2 年度と平成 17 年度を比較すると、民生部門（家庭）及び運輸部門（自動車）、廃棄物部門の増加が顕著でした。一方、産業部門は経済状況に左右されやすく、楽観視は出来ない状況ですが、平成 2 年度に比べ平成 17 年度は大きく減少し、エネルギー転換や省エネルギーによる効果が現われているものと推測されました。

また、市民・事業者・行政が協働して地球環境保全の取り組みを推進するために「おおつ環境フォーラム」が設立され、積極的な取り組みが推進されています。

オゾン層を破壊する特定フロン（CFC）の製造はすでに規制されており、製品中に残っている特定フロン等については、かねてより大津方式として、回収を進めてきたところですが、家電リサイクル法が施行され対象家電機器はメーカー等の手によりフロンの引き抜きが行われており、法の対象外となる除湿機について引き続き実施しています。

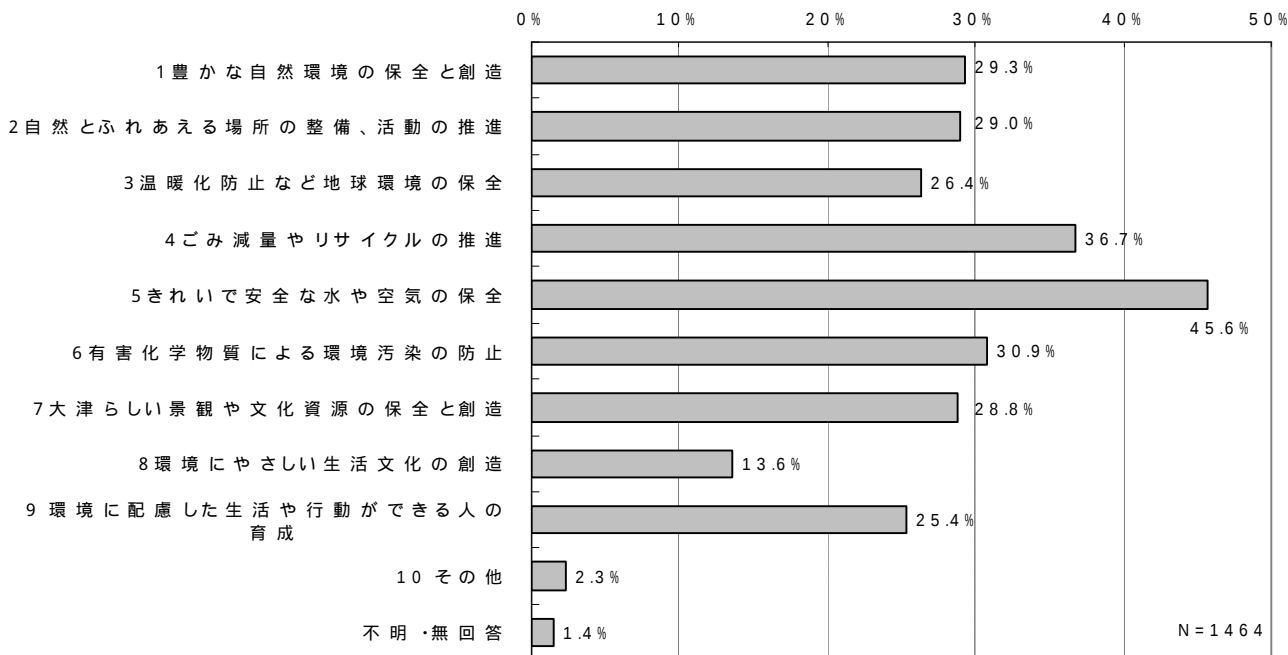
5 環境意識と環境保全活動

(1) 市民の環境意識と環境保全活動

平成 18 年 6 月に実施した市民意識調査によると、次図のように今後の大津市の環境問題への対応については、「きれいで安全な水や空気の保全」の取り組みが必要と答えた人が全体の 45.6%を占めており、ほぼ半数の人が必要性を感じています。また、「ごみ減量やリサイクルの推進」(36.7%)や、「有害化学物質による環境汚染の防止」(30.9%)を求める意見が多くありました。

環境保全活動としては、全市的に琵琶湖を美しくする運動、河川愛護活動、ごみ減量と資源再利用推進運動、ヨシ保全活動など様々な活動が展開されています。また、自治会や老人会、子ども会などの地域の団体による古紙回収や花づくりなどの活動も盛んに行われています。

問 様々な環境問題に対応していくため、どのような取組みが必要だとお考えですか。



(2) 事業者の環境意識と環境保全活動

事業所においても、経費節減に結びつく節電、紙使用量の削減対策などに積極的に取り組まれています。

事業者の環境管理の推進の手法として ISO14001 の認証取得の取り組みが推進されており、市内の事業所において平成 20 年 5 月末現在で 63 事業所（日本適合性認証協会資料より大津市集計）が取得されています。この他、おおつ環境フォーラム環境マネジメントシステムプロジェクトによる中小企業向け環境マネジメントシステム（KES）の登録も進んでいます。

事業者は全市的な環境保全活動や地域の活動にも積極的に参加するなど、本市の環境保全の推進に大きな役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行うなど、率先した取り組みも行われています。

大津市では、平成 13 年度から専門知識を有する人材の派遣事業として「産業活性化アドバイザー」を派遣して、環境管理の推進の支援も行っています。

また、市役所も 1 つの事業所として事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定し、平成 17 年度までに平成 11 年度比で 10%削減することを目標と定めて取り組み、その結果約 4.7%削減を図ることができました。この他、平成 14 年 9 月には環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得してシステムを運用し、率先して環境負荷低減に努めています。

第3節 環境行政のあゆみと機構

1 環境行政のあゆみ

(1) 環境保全行政

〔昭和40年代〕

国において公害対策基本法が制定された昭和42年に、本市においては企画室開発課に公害係が新設され、公害問題への対応が開始されました。そして翌年には、交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和44年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和46年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やPCB汚染が問題となったことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置し、その健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和48年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和49年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例（生活環境条例）を、昭和50年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（自然環境条例）を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

〔昭和50年代〕

昭和51年に市内大手企業と公害防止協定を締結し、対策の強化を図りましたが、昭和52年に琵琶湖に赤潮が発生し、生活排水対策など水質汚濁防止対策が急務となってきました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和55年には市独自の河川の水質汚濁に係る環境上の基準を設定し、8河川に類型指定を行いました。さらに、河川野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行いました。

しかし、昭和58年9月、琵琶湖南湖で水の華（アオコ）が発生し、予断を許さない状況となってきました。

また、昭和58年には全国的にトリクロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等からの未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても2地域で基準を超える地下水汚染が確認され、現在も一部地域で継続調査を行っています。

一方、これらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造を求める声が大きくなってきました。このため、市では、昭和60年3月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画「煌めき大津」を策定しました。

〔昭和60年代以降〕

昭和60年1月、史上2番目の琵琶湖の異常濁水を記録しました。

同年4月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、リンの環境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、リンの規制が開始されました。また、12月には湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和 61 年に水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を各団体が連携して推進するため、昭和 61 年 3 月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は現在 20 団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、昭和 63 年の京滋バイパスの開通に伴い大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

さらに、平成 2 年度から環境学習推進事業の充実を図り、子どもたちのリーダーを養成する「大津こども環境探偵団」を発足させ、市民を対象にした「環境塾」を開講し、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成 3 年 1 月には雄琴、下阪本地域で市民参加による「ゴミ刈り」「ゴミ焼き」「ゴミたいまつ点火」を実施するなどゴミ保全事業に着手し、現在では、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の 7 地域でこれらの活動が展開されています。

そして、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会の答申を得て、平成 7 年 9 月、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を制定しました。さらに、これを受けて、新たな環境保全施策を推進するため、平成 10 年 9 月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成 5 年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめ、平成 9 年度から環境基本計画の策定に着手しました。平成 9 年 12 月には大津市環境施策推進本部（本部長 助役）を設置し、庁内の策定体制を整備するとともに、平成 10 年 3 月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、平成 11 年 3 月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

さらに、平成 12 年 3 月には、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、『アジェンダ 21 おおつ』を策定するとともに、平成 13 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」を策定しました。

〔平成 13 年度以降〕

平成 13 年度は、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第 25 条に基づき、ばい煙対策及び有害大気汚染物質対策としての「大気環境負荷低減計画」を策定する必要から、平成 13 年 3 月に策定した「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」にこのばい煙及び有害大気汚染物質についての排出量や使用量の削減対策を盛り込み、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」として策定しました。

また、平成 13 年 12 月には、大津市生活排水対策の総合的な推進に関する指針ともいえる「大津市生活排水対策推進計画」を策定しました。

平成 18 年度には、志賀町との合併や、計画期間の終了に伴って「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」を見直して「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 4 次計画」として策定しました。また「大津市生活排水対策推進計画」についても、志賀町との合併等を踏まえて計画の見直しを行いました。

平成 20 年 1 月には、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、あらゆるライフステージで主体的に責任ある行動を実行していく「環境人の育成」をめざした「大津環境人を育む基本方針」を策定しました。

(2) 廃棄物行政

〔昭和 40 年代〕

高度経済成長による経済活動の拡大や人口増加に伴いごみ量が増加し、昭和 45 年、清掃法にかわり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）が制定されました。従来、清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされました。本市においても、昭和 47 年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和 48 年 4 月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化しました。

〔昭和 50 年代〕

引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和 52 年 9 月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年 12 月に大津市・志賀町清掃センター組合（昭和 62 年 4 月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更）を設立、また、昭和 53 年 3 月には、一般廃棄物及び産業廃棄物の併せ処理を目的として（財）大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和 56 年 5 月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

〔昭和 60 年代以降〕

昭和 60 年以後の好景気においては、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセットボンベ、タイヤ、スプリング入りマット（ベット）等の適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和 63 年 3 月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年 3 月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。

平成 3 年 4 月には、廃棄物の排出抑制と資源の再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年 10 月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成 6 年 6 月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。同年 8 月には、大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成 7 年 3 月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の処理を行っています。

平成 7 年 12 月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受けて、平成 8 年 10 月には大津市分別収集計画を策定し、平成 10 年 4 月からペットボトルの分別収集を開始しました。

平成 12 年 4 月からは「びん・ペットボトル・かん」の収集については、中身の見える袋（透明袋）による排出に代替え、びんは無色透明と有色びんに分別して収集することとしました。

平成 12 年 5 月には家庭から出る生ごみの減量化対策として、自家処理の活用を促進するための「生ごみ処理機購入補助制度」を創設しました。

平成 13 年 3 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 13 年度を初年度とする向こう 10 年

間の「ごみ処理基本計画」を策定しました。

〔平成 13 年度以降〕

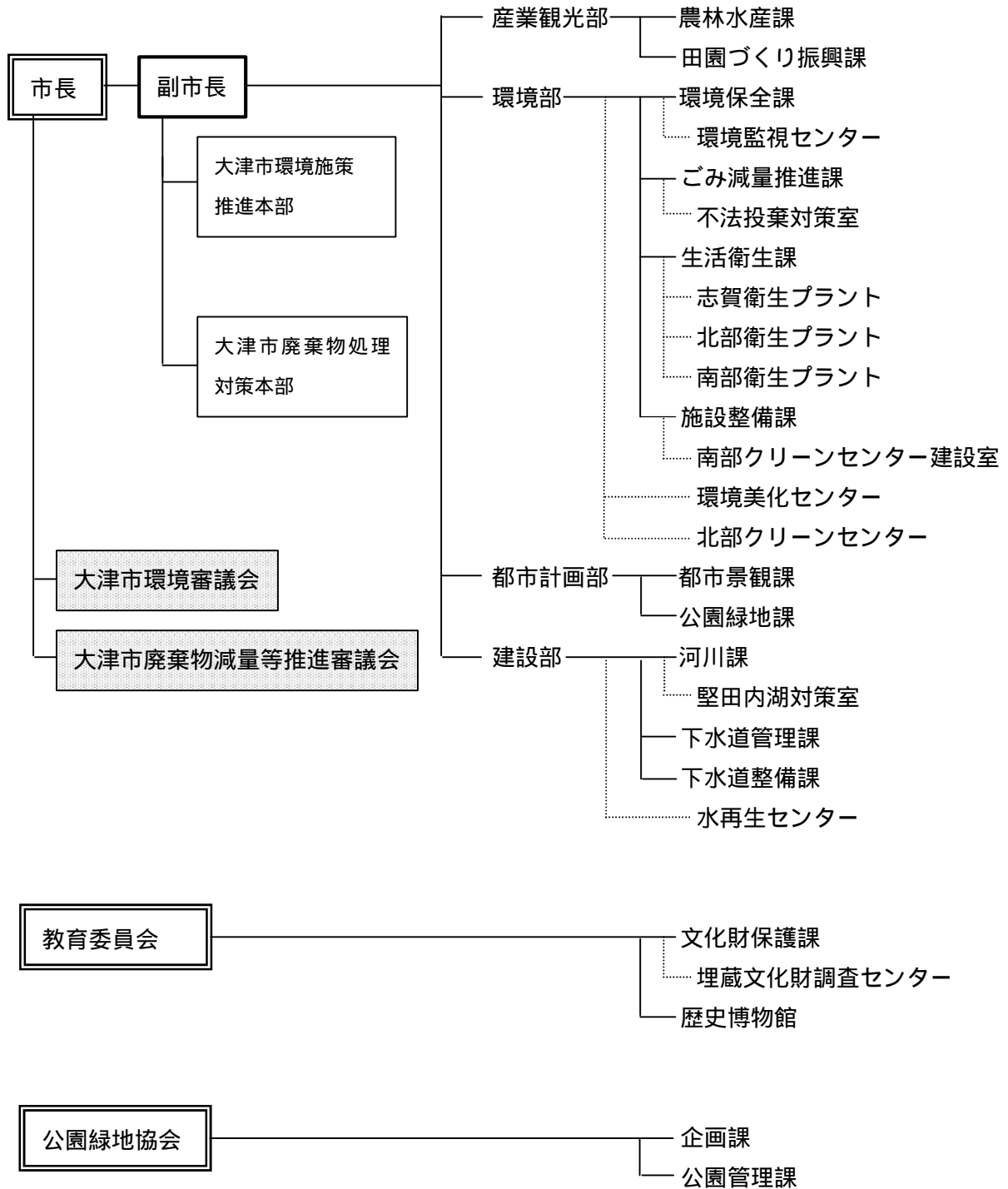
平成 13 年 4 月より全市において、大型ごみを除くすべてのごみ排出に対して指定透明ごみ袋制を導入し、ごみ減量に努めました。また、家電リサイクル法施行に伴い家電 4 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)については製造者による引取りシステムが開始されました。併せて家庭系・事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げも行いました。

平成 15 年 1 月からは、同時収集していた「びん」と「ペットボトル」の再資源化効率を高めるために単独収集としました。平成 15 年 10 月からは、家庭用パソコンの製造者による引取りが開始されました。

平成 19 年 2 月から「プラスチック容器」の分別収集を開始し、資源化を行っています。

平成 20 年 1 月からは、環境への負荷を減らすリサイクル等とごみ減量の推進に取り組み、資源循環型・低環境負荷型の社会をさらに推進していくため、大型ごみの収集方法を無料定期収集より戸別有料収集方式へと変更しました。また併せて、事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げを行いました。

主な環境関係行政組織図



第4節 環境の保全と創造に関する条例

1 大津市環境基本条例

平成7年9月、昭和48年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第 1 章					総 則				
第 1 条 目 的 環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。									
第 3 条 基本理念 健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持 人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全 生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全 地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進 環境への負荷の少ない社会への構築									
第4条 市の責務 基本的かつ総合的施策の策定及び実施 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援 第 5 条 市民の責務 日常生活に伴う環境負荷の低減 良好な環境保全と創造への積極的取り組み 第 6 条 事業者の責務 事業活動に伴う環境保全上の支障の防止 環境負荷の低減 市民活動への協力									
第 2 章 良好な環境の保全と創造に関する基本的施策									
第 7 条 環境基本計画 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱									
環境上の基準 第 8 条 環境上の基準の策定 環境への配慮 第9条 環境配慮指針の策定 第10条 市の施策策定時の配慮 第11条 環境監査の促進 良好な環境の保全と創造を推進するための施策 第12条 環境教育、学習の振興 第13条 市民活動の促進 第14条 情報の提供 第15条 調査研究体制の整備 第16条 報告書の作成等 地球環境保全に関する地域行動計画等 第17条 地域行動計画 第18条 国際的な情報交換等									
第 3 章 環境審議会									
第 19 条 審議会の設置									
第 4 章 雑 則									
第 20 条 推進体制の整備									

2 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木 保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

3 大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、大津市生活環境の保全と増進に関する条例」(昭和 49 年 2 月制定)の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場 事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成 11 年 6 月に施行されました。

4 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、よい快適環境の創造と地球環境の保全及びリサイクル社会を実現することを目指して、平成 6 年 6 月、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

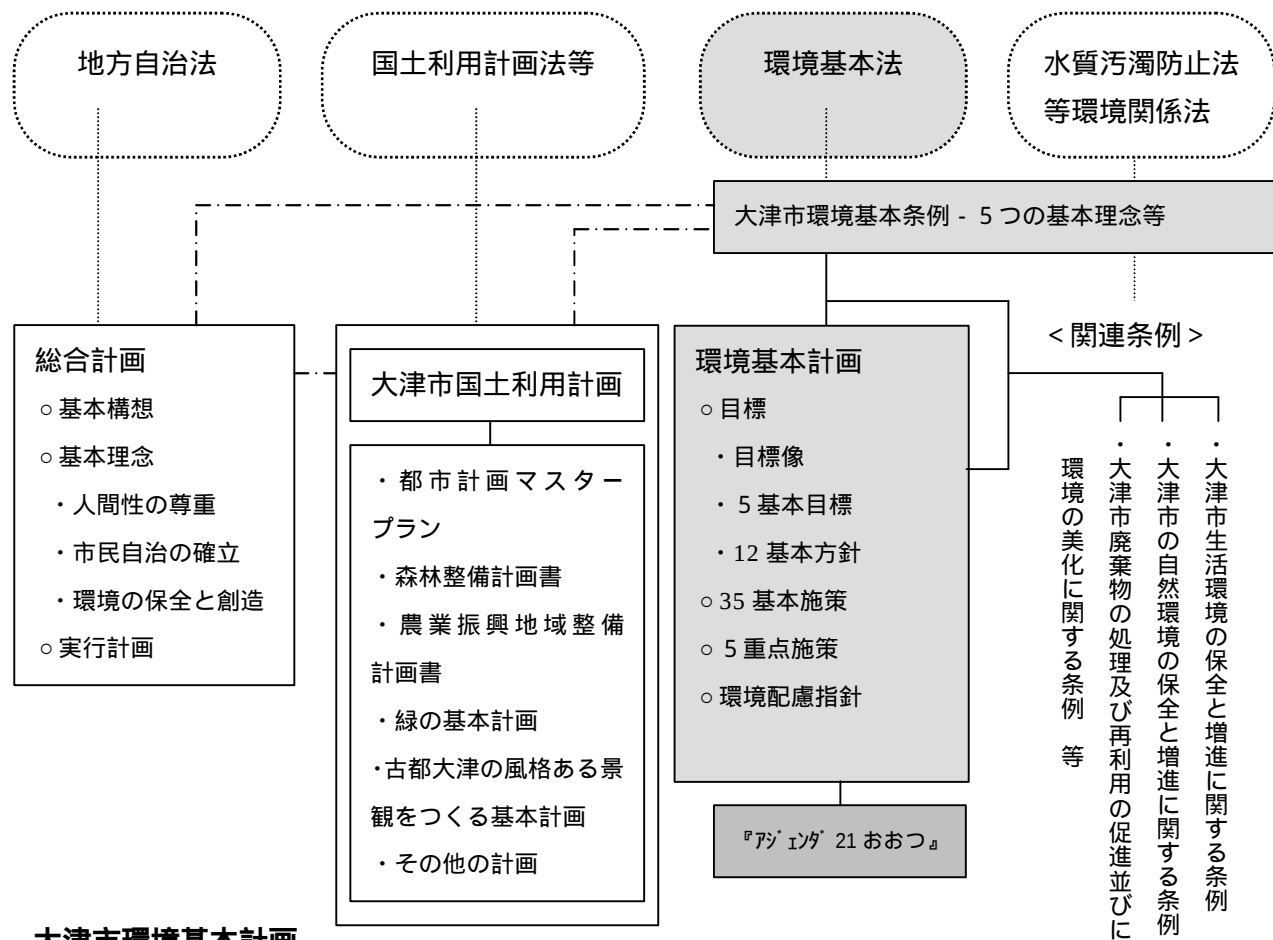
第 5 節 総合的な環境施策の推進

1 大津市国土利用計画等における環境保全のしくみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を目的として策定されるもので、第四次大津市国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成 18 年 12 月に大津市議会で議決されました。

大津市の恵まれた自然環境を保全し、さらに良好な都市環境を創造するという観点から、適正かつ合理的、総合的な土地利用を進めることが求められており、この観点から、市域を自然的地域(森林地域、田園地域)、都市的地域(既成市街地、再生市街地、進行市街地、新市街地)、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

土地利用に関する計画と環境関係法令等

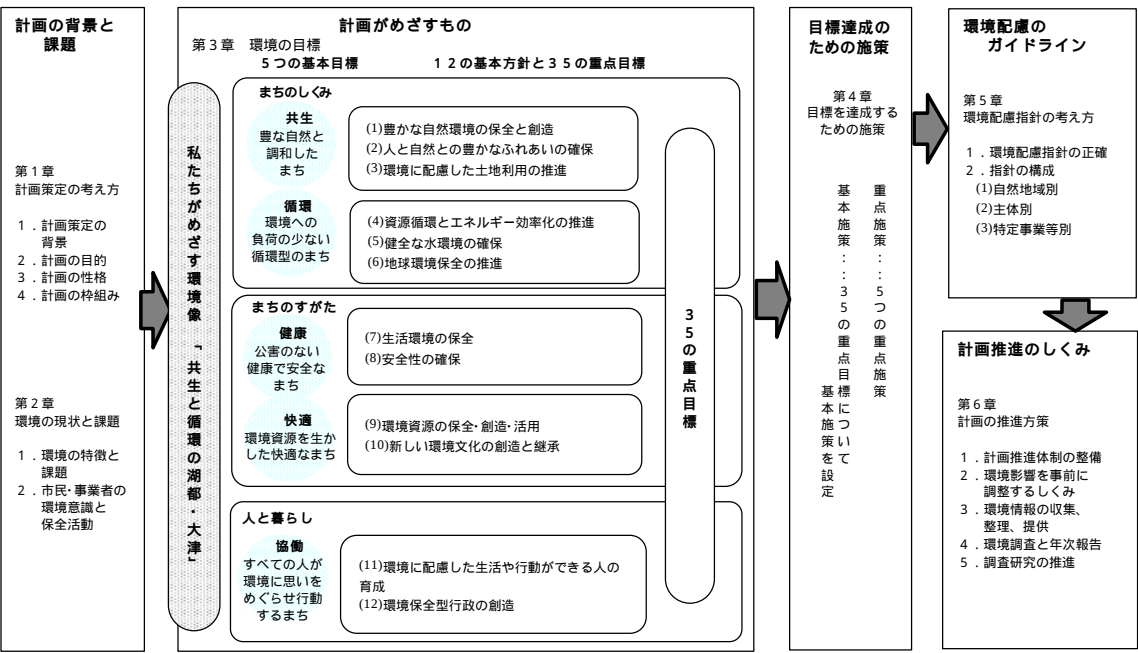


2 大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第7条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、庁内に大津市環境施策推進本部を設け検討し、市民、事業者の意見を聴き環境審議会の答申を得て、平成11年3月に本計画を策定しました。

計画の概要は次のとおりです。

環境基本計画の体系



(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第7条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

- ア 環境に係る全ての施策が35の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。
- イ 基本施策に合計56の「施策推進の指標」を設け、施策推進の状況を把握します。
- ウ 望ましい環境づくりのために特に重要な課題について5つの重点施策を設けています。
- エ 市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

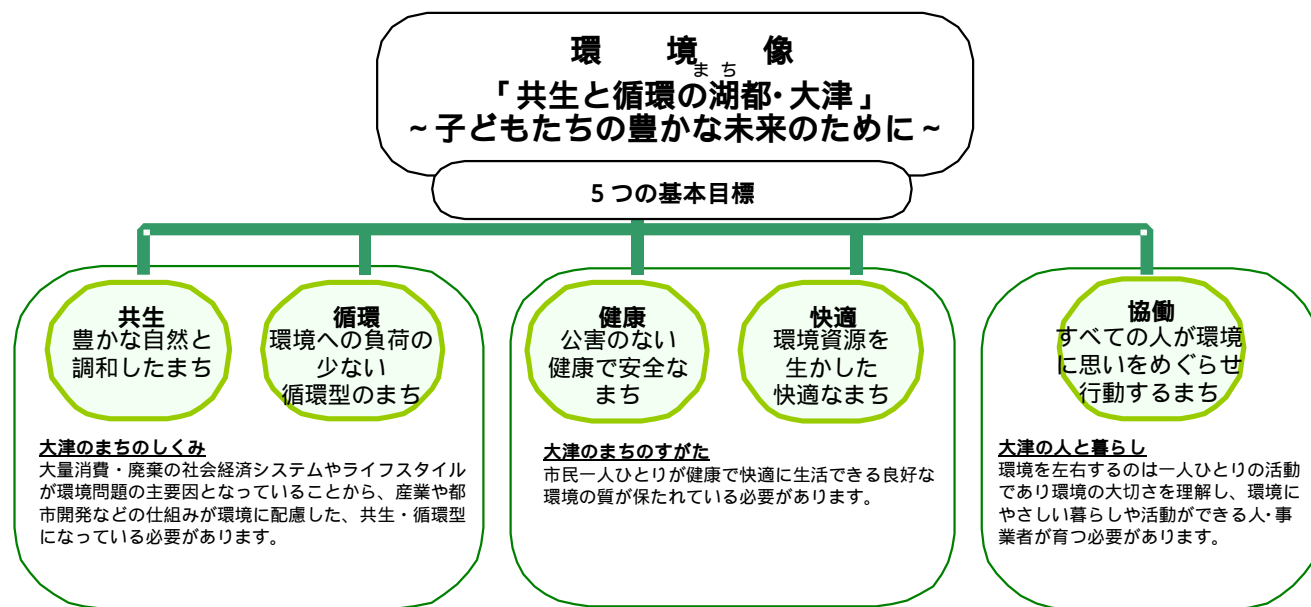
- ア 自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。
- イ 大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。
- ウ 対象地域は、大津市全域です。
- エ 計画の期間は平成11年度から22年度までです。

(4) 計画の概要

ア わたしたちが目指す環境像と5つの基本目標

私たちが目指す環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という5つの基本目標を設けています。

私たちが目指す環境像と5つの基本目標



イ 基本方針と重点目標

5つの基本目標を達成するために、12の基本方針と35の重点目標を設けています。

ウ 基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5つの重点施策を推進します。

- 生き物を育む“生物生息空間（ビオトープ）の創造”
- 環境への負荷を減らす“リサイクル等とごみ減量の推進”
- 琵琶湖を守る“川すじコミュニティの創造”
- 豊かさを実感できる“緑のネットワークの形成”
- みんなが考え行動する“環境パートナーシップの推進”

エ 環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

オ 計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより積極的に計画を推進します。

(5) 施策推進の指標の状況

基本施策に設けた＜施策推進の指標＞の状況を資料編にまとめて掲載しました。

3 大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞いて、平成11年3月に策定しました。

(1) 指針の特徴

- ア 環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。
- イ 環境基本計画の12の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。
- ウ 各主体が配慮指針を活用するための＜活用ガイド＞を示しています。

(2) 指針の概要

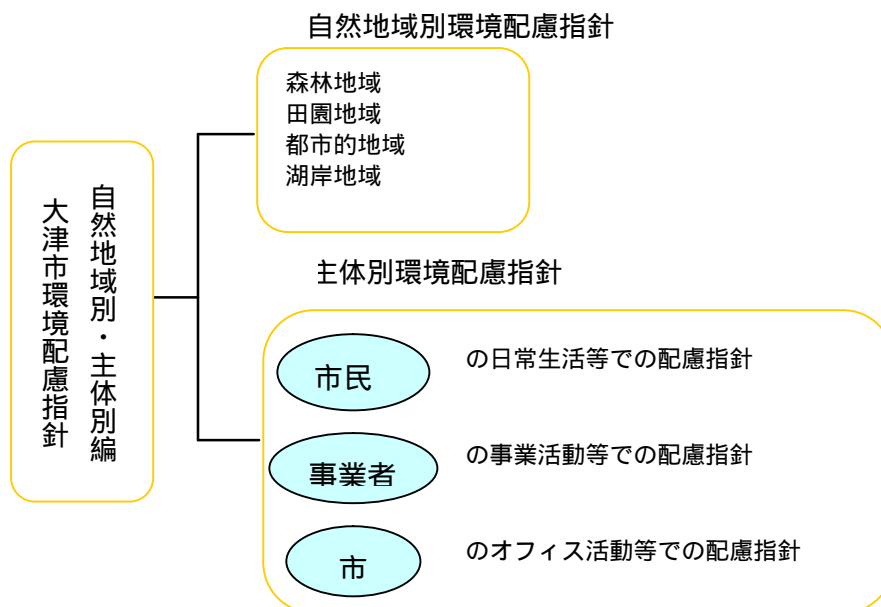
ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の4つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

環境配慮指針の体系

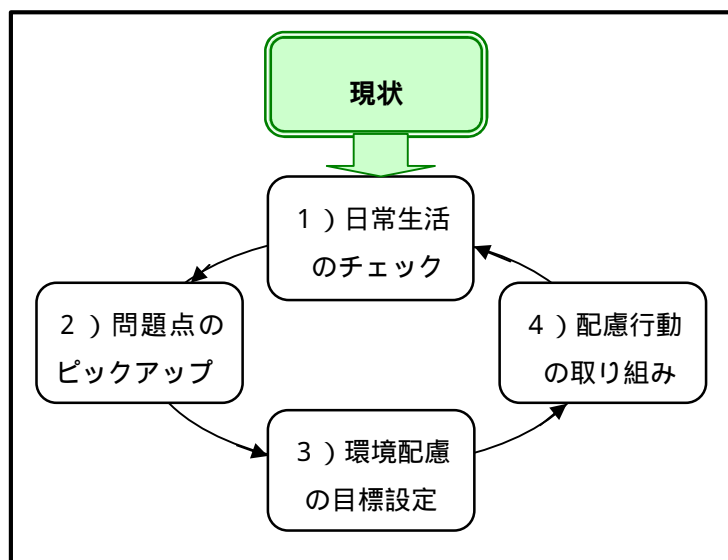


(3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できるところから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり 環境配慮システムを整備するために活用します。

環境配慮行動の取り組みかた



4 『アジェンダ 21 おおつ』(大津市地球環境保全地域行動計画)

私たちの日常生活や事業活動などによって出されたガスや処理が難しい廃棄物の蓄積、資源の急激な消費などによって、さまざまな地球規模の環境問題が起っています。地球環境問題とは、被害や影響が一国にとどまらず、国境を越え地球規模まで広がる環境問題や、先進国を含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国での環境問題など、地球温暖化をはじめとする10の問題をいいます。

これらの問題は、地域から取り組む必要がある今日的な重要な課題となっています。

平成 4 年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国際会議」(以下「地球サミット」という)が開催されました。地球サミットには世界から約 180 カ国及び多数の国際機関が参加し、環境と開発に関する「リオ宣言」の採択、行動計画である「アジェンダ 21」の策定など、持続可能な開発のための合意がされました。さらに、平成 9 年 12 月には「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)」が京都市で開催され、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が採択されました。また、平成 17 年 2 月 16 日には、ロシアの批准により「京都議定書」が発効となり、世界が地球規模の環境破壊を招く温暖化に対して法的拘束力を持って取り組む新たな段階に入りました。

京都議定書による数値目標

対 象 ガ ス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF ₆
基 準 年	1990 年(HFC、PFC、SF ₆ については 1995 年とし得る)
吸収源の取り扱い	限定的な活動(1990 年以降の新規の植林、再植林及び森林減少)を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目 標 期 間	2008 年から 2012 年
削 減 目 標	付属書 1 締約国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも 5%削減する。 各付属書 1 締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば 日本の割当量：基準年の 94%(6%削減) 米国の割当量：基準年の 93%(7%削減) EUの割当量：基準年の 92%(8%削減)
バンキング	目標期間中の割当て量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

我が国では平成 2 年 10 月に「地球温暖化防止行動計画」が、平成 5 年 12 月に「アジェンダ 21」行動計画」が決定され、滋賀県では平成 6 年 4 月に「地球環境保全のための＜アジェンダ 21 滋賀＞」が策定され、平成 15 年 3 月には、「地球温暖化対策推進計画」を策定し、平成 18 年には計画を見直し、地球温暖化対策を推進されています。

市では、環境基本計画の考え方にに基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、市民、事業者の参加を得て検討会を設置して協議を重ね、平成 12 年 3 月に「アジェンダ 21 おおつ」(大津市地球環境保全地域行動計画)を策定しました。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題(アジェンダ)という意味です。

(1) 私たちが目指す環境像

素晴らしい地球を子どもたちに引き継ぐことを目指して、環境像として「共生と循環の湖都・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、この実現を目指します。これは、環境基本計画に掲げる環境像と同じです。

(2) 計画の目標

取り組みの総合的な目標(総合目標)として、次の目標を掲げています。

- ・ 市民一人当りの二酸化炭素排出量を、2010 年度において 1990 年度排出量より 6%削減する
- ・ その他の温室効果ガスについては、可能な限り削減に努める

また、個々の取り組みを推進する際の具体的な目標（行動目標）は、取り組み内容に応じて別に定めます。

(3) 取り組みの内容

次の５つのテーマについて取り組みます。

それぞれについて、【すぐに取り組む】内容と【じっくり取り組む】内容、及び【各主体の行動】を示しています。

- (1) エネルギーのむだづかいをしない
- (2) 自動車の使いかたを考え、歩いたり自転車の利用を心がける
- (3) ものを大切に使いごみを減らす
- (4) フロンを回収しオゾン層を守る
- (5) 琵琶湖と生きものを守る

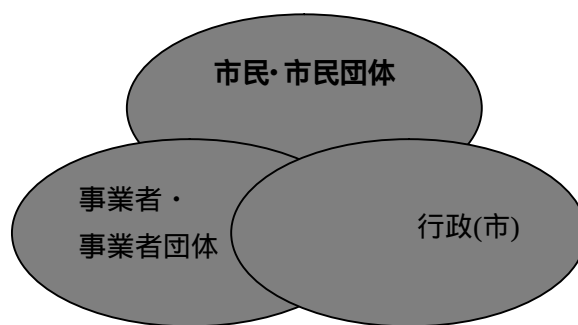
(4) パートナースhipで進めるリーディング事業

現在行われている活動を核としながら６つの事業を進めます。

- 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進
- グリーン商店街・店舗づくり
- おいしい食べ物循環システムづくり
- エコドライブの推進
- 地域かんきょう学校づくり
- 特定フロン等を出さないしくみづくり

(5) 「おおつ環境フォーラム」の設立

市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりが不可欠ことから、平成 13 年 12 月に「おおつ環境フォーラム」が設立され、現在 9 つのプロジェクト、4 つの学習研究グループ、業務委員会等で積極的な保全活動が推進されています。

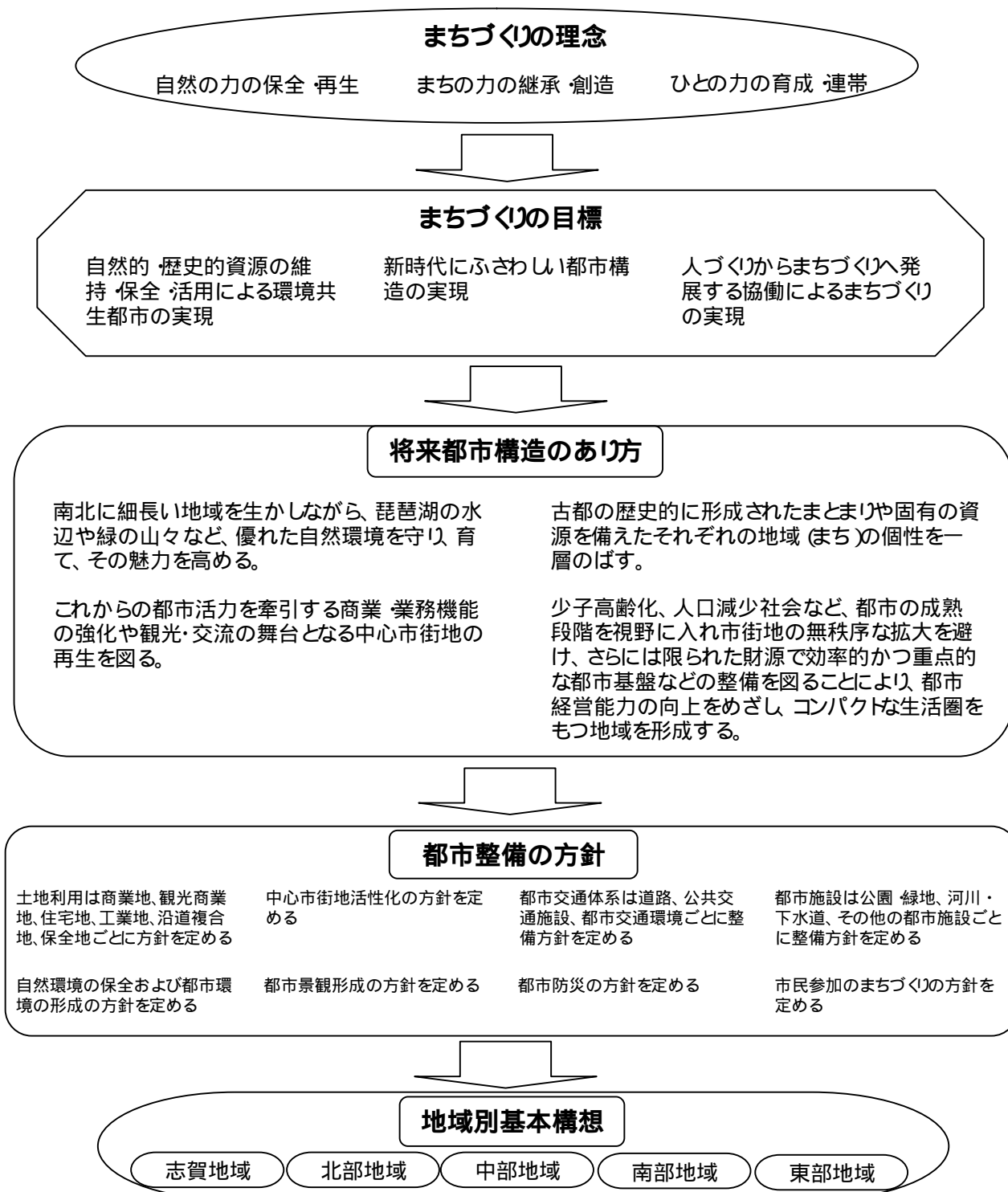


5 関連する主な計画

(1) 大津市都市計画マスタープラン

平成 19 年 3 月に「大津市都市計画マスタープラン」を策定しました。これは、大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画をふまえて、まちづくりの理念と目標、目指すべき都市像、都市整備の方針を全体構想とするとともに、地域ごとのまちづくりの目標や基本方針を示す地域別構想として定め、各分野ごとにまとめたものです。まちづくりの理念として「自然の力の保全・再生」、「まちの力の継承・創造」、「ひとの力の育成・連携」を

掲げ、目標の一つとして古都にふさわしい自然景観と歴史景観を次代へ継承していくため、市民が誇れる自然的・歴史的資源を維持・保全そして活用していくことにより環境共生都市の実現を目指すこととしています。



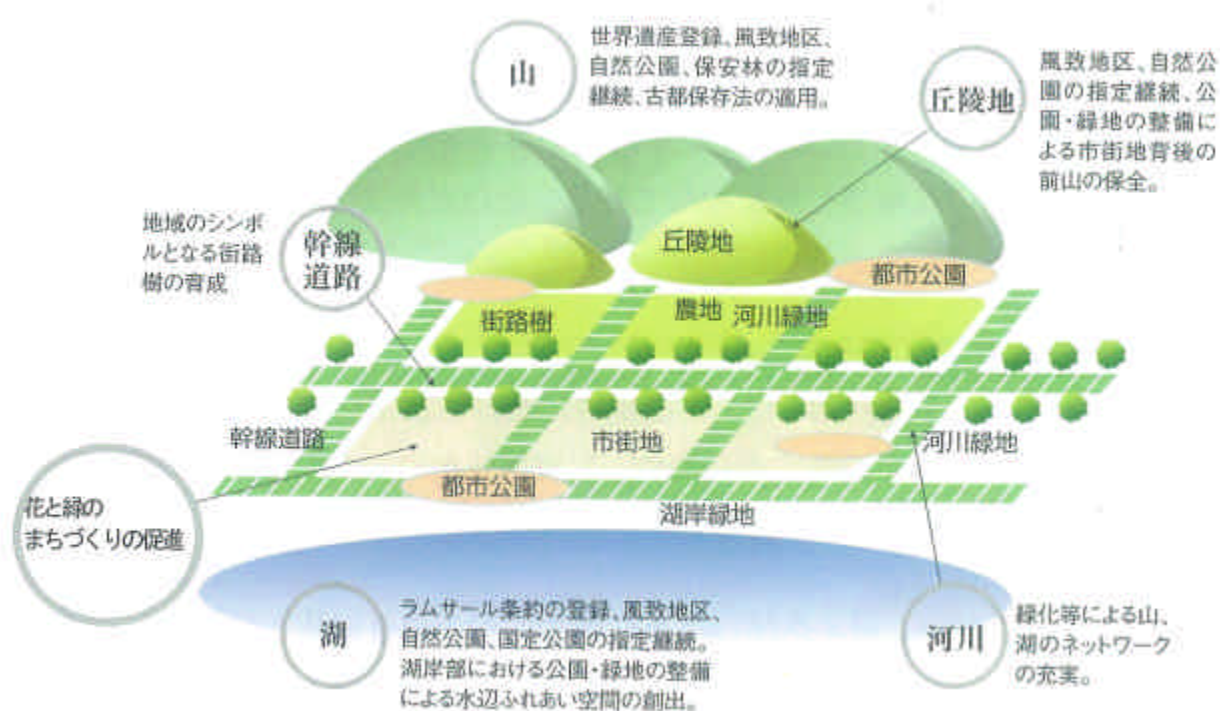
(2) 大津市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、豊かな自然と歴史や、暮らしに息づくまちの緑を市民ひとひとの手で守り育み、未来へと継承していくことを目的に、平成9年3月に当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月、これを第2次緑の基本計画へと改定しました。

その後、緑に対する市民の新たなニーズや、安全・安心の視点から緑のあり方を見直す必要性が生じたことや、各法改正および古都保存法の適用などの背景から、平成20年7月に第3次緑の基本計画を策定しました。

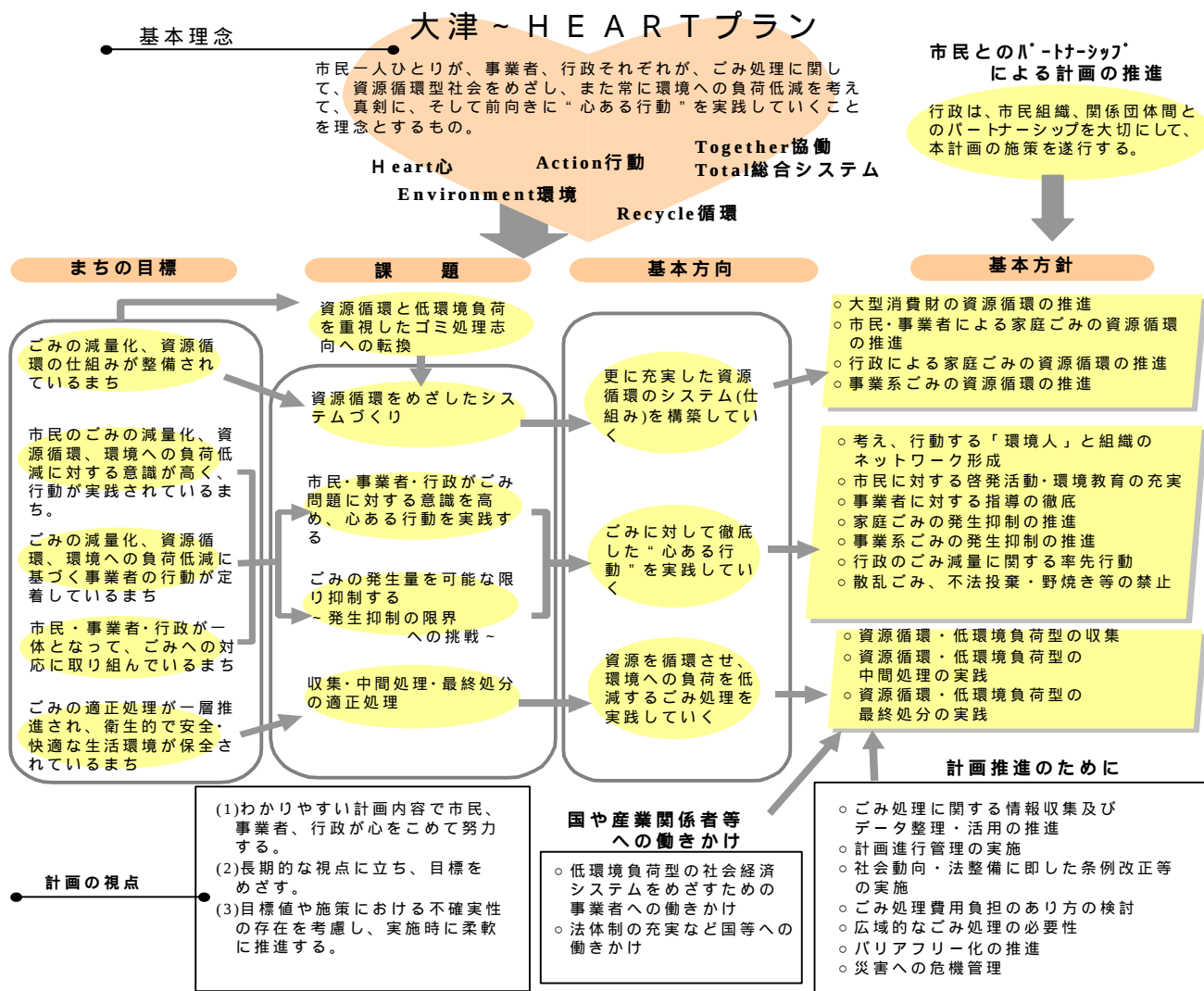
第2次緑の基本計画を引継ぐ3つの基本目標「緑の骨格の保全」「都市公園等の拡充とネットワーク化」「花と緑のまちづくりの促進」に「緑化重点地区の計画拡充」を新たに加えた4つの基本目標を掲げ、更に緑豊かで快適なまちづくりを推進しています。

基本目標のイメージ図



(3) 大津市ごみ処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、長期的・総合的視野に立って計画的にごみ処理を推進するために、平成13年3月に平成22年度までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、計画策定から5年を経た平成18年3月には計画内容の一部を見直し、後期計画を定めました。この計画は、安全で衛生・快適な生活環境を目指して、市民・事業者・行政がパートナーシップの下で資源循環型・低環境負荷型のまちづくりに積極的に取り組み、快適なまちづくりを推進することを目指しています。



(4) 大津市生活排水対策推進計画

大津市の上位計画となる「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」、「滋賀県污水处理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などをふまえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的に取りまとめた計画で、平成 19 年 3 月には中間年度を迎えたことや、志賀町との合併による区域の拡大、人口推計の見直し、生活排水処理形態別人口について計画と実績値との乖離などにより計画を見直しました。「河川の水質汚濁に係る環境(上の)基準の達成及び維持に努める」ことを目標としています。

6 大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和 47 年 7 月に公害対策審議会が発足しました。

その後、昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて、及び「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」の答

申を受けています。

7 大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べるため、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例「第 17 条に基づき設置されています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織されており、平成 13 年 1 月には「大津市ごみ処理基本計画」を策定について答申を受け、平成 18 年 3 月には、同後期計画を策定についても、意見具申を受けています。

また、平成 20 年 1 月からの「大型ごみ戸別有料収集」への切り替えについても、意見聴取をしています。

8 大津市環境施策推進本部

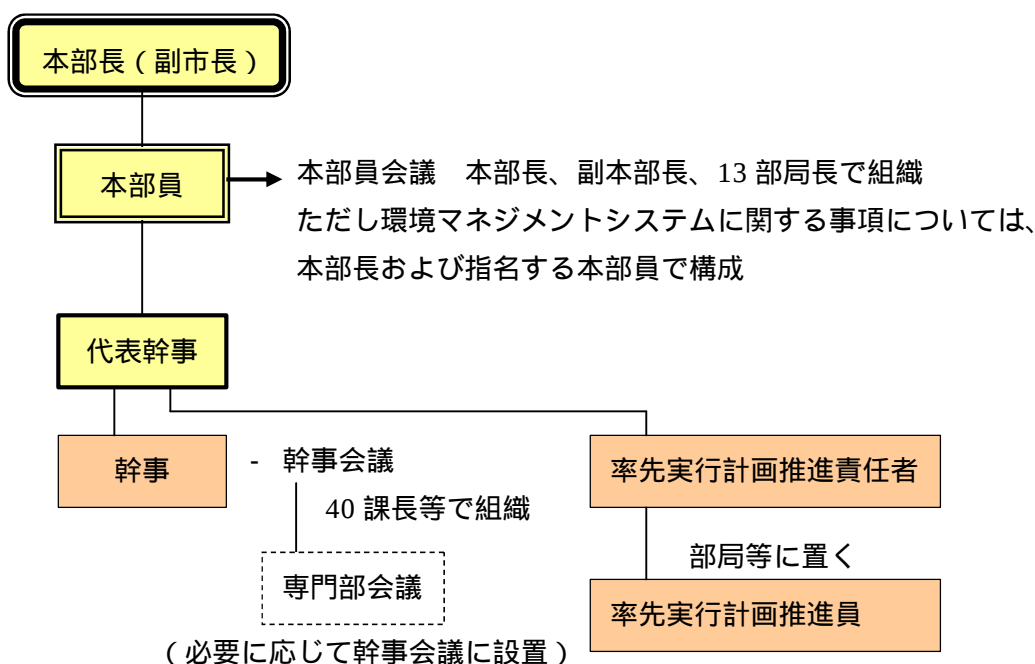
良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、平成 11 年 3 月に環境基本計画、環境配慮指針、環境基本計画施策推進計画、環境にやさしい大津市役所率先実行計画、大津市役所グリーン購入推進基本方針をとりまとめました。

また、平成 17 年 6 月 1 日には、機構改革に伴い環境管理推進本部の機能を環境施策推進本部に移管し、事務処理の効率化と両施策の連携を図りました。

大津市環境施策推進本部の体系

(平成 20 年 4 月現在)



9 大津市廃棄物処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物（し尿を除く。）の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和 55 年 10 月に設置したものです。

副市長を本部長、環境部長を副本部長に、10 関係部局長及び環境部政策監を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物の減量化及び資源化再利用についての市民及び事業者の意識高揚等について検討しています。

これまで、ごみ処理基本計画（後期計画）の策定内容や大型ごみ戸別有料収集のあり方等について検討してきました。

10 大津市アスベスト対策本部

アスベストによる健康障害等が全国で発生していることに伴い、関係機関及び関係部局間の連携を密にし、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ円滑に推進するために、平成 17 年 8 月 4 日に設置しました。

副市長を本部長に 13 関係部局長を本部員として組織し、主に次の事務を所掌しています。

アスベストの使用実態の把握に関すること。

市有施設における適切なアスベスト対策の推進に関すること。

建築物解体時等におけるアスベストの飛散防止等の徹底に関すること。

市民、事業者等へのアスベスト対策についての周知及び広報に関すること。

これまで、市有施設におけるアスベスト使用状況の把握及びアスベスト除去等の方針等について取りまとめなどを行いました。

11 環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。

(1) 国における制度

平成 9 年 6 月に環境影響評価法が制定され、11 年 6 月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋め立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

(2) 滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定していましたが、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例が新たに制定され、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、複合開発事業の概念の導入、住民参加の機会の充実、事後調査の手続きの充実、知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

環境影響評価の実施状況

事業名		規模
大津湖岸なぎさ整備事業	埋立て	18.5 ha
大津港外整備事業	埋立て	6.9 ha
	しゅんせつ	18 ha
中央自動車西宮線改築事業（栗東～瀬田東）	道路改築	9.2 km
びわこプレジデントゴルフクラブ開発事業	敷地面積	97.8 ha
教育・研究機関誘致に伴う造成事業（龍谷大学）	敷地面積	32.6 ha
京阪ロイヤルゴルフクラブ管工事	敷地面積	61.8 ha
びわこサイエンスパーク（仮称）整備事業 （伊香立土地区画整理事業）	敷地面積	188.0 ha
（仮称）新南宮廃棄物処分施設設置事業	敷地面積	26.3 ha
（仮称）大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積	96.0 ha
（仮称）大津クリーンセンタ - 産業廃棄物最終処分場設置事業	敷地面積	20.5 ha
大戸川ダム建設事業	敷地面積	150.0 ha
大津カントリー倶楽部整備及び管工事	敷地面積	220.6 ha
立命館大学びわこキャンパス整備事業	敷地面積	50.0 ha
近畿自動車道飛鳥神戸線建設事業	道路新築	54.0 km
大津湖岸なぎさ公園整備事業（打出の森地区変更）	埋立て	3.76 ha
16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	敷地面積	39.5 ha
大津真野左川地区土地区画整理事業	敷地面積	41.1 ha
18 新青島工場整備事業	処理能力	8.75 t / 時

注：○印は手続きの完了したものを示す